

IV 資料

1 市民センターの予算

<歳出>

[市民センターにかかる経費]

単位:千円

		平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		562,490	572,440	573,667	608,108	636,969
市民センター 施設費	運営管理費	1,269,920	1,285,585	1,296,272	1,330,347	1,391,601
	施設整備費 ・改築費等	738,945	831,213	258,018	1,186,469	1,073,593
合 計		2,571,355	2,689,238	2,127,957	3,124,924	3,102,163

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(決算)		平成26年度(決算)		平成27年度(予算)	
		拠点館	地区館								
各種 講座等	家庭教育推進事業	330	2,664	204	3,190	328	3,029	219	3,193	384	3,113
	青少年健全育成事業	752	2,647	691	3,137	749	2,941	643	2,677	759	3,236
	成人学習振興事業	506	4,236	488	5,189	642	4,506	247	3,916	712	4,687
	高齢者学習振興事業	285	5,805	596	6,664	572	6,458	507	6,559	593	7,160
	地域社会教育推進事業	808	5,033	1,146	5,945	1,046	5,893	1,932	6,898	3,397	6,288
	民間指導者育成事業	1,108	1,633	866	2,979	1,056	3,169	/	3,702	/	3,240
	学習情報提供事業	596	2,404	366	96	357	101	144	272	203	300
	若者社会参画型学習推進事業	758	/	1,260	/	1,347	/	1,355	/	2,192	/
	住民参画・問題解決型学習推進事業	1,442	/	1,763	/	1,560	/	1,491	/	2,272	/
	子ども参画型社会創造支援事業	1,740	/	1,689	/	1,792	/	1,222	/	2,124	/
	学びのまち仙台市民カレッジ事業	/	/	601	/	746	/	755	/	1,516	/
	学び直し事業	615	/	345	/	390	/	411	/	/	/
	地域の絆づくり推進事業	/	/	2,416	/	2,406	/	2,235	/	/	/
	学びを支える人材育成推進事業	/	/	/	/	/	/	2,080	/	2,763	/
	障害者学習講座開設費	/	/	/	/	/	/	407	/	519	/
	市立高等学校開放講座開設費	/	/	/	/	/	/	200	/	200	/
小 計		8,940	24,422	12,431	27,200	12,991	26,097	13,848	27,217	17,634	28,024
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習情報提供システム関係)		17,996	/	16,271	/	31,893	/	37,306	/	16,481	/
その他事務経費		13,173	497,959	14,155	502,383	13,434	489,252	13,322	516,413	15,739	559,091
合 計		40,109	522,381	42,857	529,583	58,318	515,349	64,478	543,630	49,854	587,115

<歳入>

単位:千円

	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(予算)
市民センター使用料	121,034	149,027	150,663	151,803	167,905

2 平成26年度 市民センター職員数

(平成26年6月1日現在)

 部分は嘱託職員

 内部で兼務

 外部と兼務

青葉区

館名	職名	教育委員会・区役所										(公財)ひと・まち交流財団						合計	総計		
		センター長	センター次長兼係長	主幹兼係長	係長	主査		主任	主事	正職員以外			合計	(兼)館長 (常勤嘱託)	事業職員		常勤嘱託職員			非常勤嘱託職員	臨時職員
						社会教育主事	主査			専門員	嘱託職員	臨時職員			主任	係員					
1	青葉区中央	1			1	3		3	1	1		1	11	兼1	1	4		2	1	8	19
2	柏木												0	1	1	2	1	1		6	6
3	広瀬												0	兼1	1	3				4	4
4	宮城西												0	1		2	1	1		5	5
5	北山												0	1	1	3		1		6	6
6	福沢												0	1	1	2	1	1		6	6
7	旭ヶ丘												0	1	1	3		2		7	7
8	三本松												0	1	1	1	1	1	1	6	6
9	片平												0	1		4		2		7	7
10	大沢												0	1	1	3		1		6	6
11	水の森												0	1	1	3		1		6	6
12	貝ヶ森												0	1		4		1		6	6
13	落合												0	1	1	3		1		6	6
14	中山												0	1		3	1	1		6	6
15	折立												0	1		4		1		6	6
16	吉成												0	1	1	3		1		6	6
17	木町通												0	1	1	2	1	2		7	7
	小計	1	0	0	1	3	0	3	1	1	0	1	11	15	12	49	6	20	2	104	115

宮城野区

1	生涯学習支援	1	1		1	4	1	2	2		1	1	14	兼1	1	4		2		7	21
2	宮城野区中央	1			1	3		1			1	1	8	兼1	1	3				4	12
3	高砂												0	1	1	3		1		6	6
4	岩切												0	1	1	3		1		6	6
5	鶴ヶ谷												0	1	1	1			3	3	3
6	榴ヶ岡												0	1	1	3	1	1		7	7
7	東部												0	1	1	2		1	1	6	6
8	幸町												0	1	1	3		1		6	6
9	田子												0	1	1	2	1	1		6	6
10	福室												0	1	1	3		1		6	6
	小計	2	1	0	2	7	1	3	2	0	2	2	22	8	10	27	2	9	1	57	79

若林区

1	若林区中央	1			1	2		1	1	1			7	兼1	1	3				4	11
2	七郷												0	1	1	2	1	1		6	6
3	荒町												0	1	1	2	1	1		6	6
4	六郷												0	1	1	2	1	1		6	6
5	若林												0	1		3	1	1		6	6
6	沖野												0	1	1	3		1		6	6
	小計	1	0	0	1	2	0	1	1	1	0	0	7	5	5	15	4	5	0	34	41

太白区

		教育委員会・区役所											(公財)ひと・まち交流財団								
職名 館名	館名	センター長	センター次長	主幹兼係長	係長	主査		主任	主事	正職員以外			合計	館長 (常勤嘱託)	事業職員				臨時職員	合計	総計
						社会教育主事	主査			専門員	嘱託職員	臨時職員			主任	事業職員	事務職員	常勤嘱託			
1	太白区中央	1			1	3		1	1			1	8	兼1	1	3				4	12
2	中田												0	1	1	3		1		6	6
3	生出												0	1		4		1		6	6
4	秋保												0	1	1	3	1	1		7	7
5	馬場												0	兼1	兼1	兼3	兼1	兼1		0	0
6	湯元												0	兼1	兼1	兼3	兼1	兼1	1	0	0
7	西多賀												0	1	1	3		1		6	6
8	八本松												0	1	1	2	1	1		6	6
9	八木山												0	1	1	1				3	3
10	山田												0	1		3	1	1		6	6
11	茂庭台												0	1		3	1	1		6	6
12	東中田												0	1	1	2	1	1		6	6
13	柳生												0	1	1	2	1	1		6	6
14	富沢												0	1	1	2	1	1		6	6
	小計	1	0	0	1	3	0	1	1	0	0	1	8	11	9	31	7	10	1	68	76

泉区

1	泉区中央	1		1		3	1	1				1	8	兼1	1	4	1	2		8	16
2	根白石												0	1		3	1	1		6	6
3	南光台												0	1		2				3	3
4	黒松												0	1	1	3		2		7	7
5	将監												0	1	1	2	1	1		6	6
6	加茂												0	1	1	3		1		6	6
7	高森												0	1		3	1	1		6	6
8	松陵												0	1	1	2	1	1		6	6
9	寺岡												0	1		3	1	1		6	6
10	長命ヶ丘												0	1		3	1	1		6	6
11	松森												0	1	1	2	1	2		7	7
12	桂												0	1	1	3		1		6	6
13	南中山												0	1	1	2	1	1		6	6
	小計	1	0	1	0	3	1	1	0	0	0	1	8	12	8	35	9	15	0	79	87

総計

		教育委員会・区役所											(公財)ひと・まち交流財団								
職名 館名	館名	センター長	センター次長兼係長	主幹兼係長	係長	主査		主任	主事	正職員以外			合計	館長 (常勤嘱託)	事業職員				臨時職員	合計	総計
						社会教育主事	主査			専門員	嘱託職員	臨時職員			主任	事業職員	事務職員	常勤嘱託			
	計	6	1	1	5	18	2	9	5	2	2	5	56	51	44	157	28	59	4	343	399

3 平成26年度 主催講座の事業別実施状況

区名 館名 事業	青 葉 区														
	青葉区中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢	
家庭教育推進事業															
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレパパママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	3	1	1	1	1	1	2	1	3	2	1	1	0	1
	回数	15	4	21	3	1	5	11	3	8	2	4	1	0	1
	参加者数	462	62	293	81	19	29	248	34	324	118	120	60	0	82
青少年健全育成事業															
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	8	2	4	3	5	3	3	3	4	4	3	4	2	2
	回数	83	6	6	5	9	9	10	7	8	10	3	6	6	7
	参加者数	1,340	214	443	63	948	914	156	222	412	535	324	620	176	147
成人学習振興事業															
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	7	2	2	1	2	2	2	0	1	2	1	1	5	3
	回数	154	9	5	6	3	10	8	0	4	12	3	5	35	22
	参加者数	5,713	167	140	125	236	104	121	0	59	216	57	156	565	376
高齢者学習振興事業															
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	2	2	1	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1	1
	回数	13	15	10	10	29	10	21	11	14	9	10	9	7	8
	参加者数	418	714	348	511	1,256	489	593	574	473	395	344	397	380	267
地域社会教育推進事業															
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業	講座数	10	8	7	7	8	13	4	6	11	5	6	8	8	7
	回数	98	50	23	33	28	66	11	26	37	17	13	52	129	30
	参加者数	3,019	2,068	1,067	2,037	4,426	2,155	1,325	3,493	2,648	2,148	2,256	3,874	5,636	3,208
民間指導者育成事業															
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	3	2	3	3	2	2	2	4	1	2	3	3	2	1
	回数	29	15	19	25	15	13	9	23	3	19	25	21	28	5
	参加者数	105	89	183	120	54	74	50	382	51	198	151	150	376	64
合 計		33	17	18	16	21	22	16	15	22	16	15	18	18	15
		392	99	84	82	85	113	70	70	74	69	58	94	205	73
		11,057	3,314	2,474	2,937	6,939	3,765	2,493	4,705	3,967	3,610	3,252	5,257	7,133	4,144

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※1) 旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「台原中学校PTA共催事業「食で人が変わります」、青葉区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※2) 旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「台原中学校PTA共催事業会議」、青葉区中央市民センターと柏木市民センターの「地域元気クラブ」

(※3) 宮城野区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※4) 宮城野区中央市民センターと東部市民センターの「地域の絆再生プロジェクト」、高砂市民センター、田子市民センター、福室市民センターの「地域の絆「講」の再発見」

(※5) 若林区中央市民センターの「家庭教育講座」

(※6) 若林区中央市民センターの「ワカチュウ子どもランド」、若林区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

				宮 城 野 区											若 林 区						
落合	吉成	木町通	小計	生涯学 習支援	宮城野 区中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計
1	2	3	25	0	2	2	4	1	1	2	3	2	1	18	3	1	0	0	2	1	6
5	4	12	100	0	5	14	11	1	6	10	15	6	3	71	3	5	0	0	8	3	18
82	60	175	2,249	0	159	647	143	41	117	194	286	101	145	1,833	81	122	0	0	203	54	431
4	3	3	49	3	7	4	3	4	3	3	3	3	5	29	6	2	5	4	4	6	20
5	10	11	190	15	24	25	5	14	7	16	5	12	14	128	7	6	58	12	9	16	101
142	123	419	6,051	473	823	468	106	703	481	898	258	372	637	4,793	565	215	702	393	687	497	2,601
2	4	2	39	3	3	0	3	0	2	1	1	0	2	15	15	0	1	0	2	0	18
13	24	11	324	16	14	0	13	0	15	7	6	0	6	77	174	0	3	0	4	0	181
176	204	61	8,476	287	215	0	188	0	262	54	28	0	138	1,172	3,623	0	69	0	172	0	3,864
1	2	2	26	1	1	1	2	1	2	2	1	2	1	14	3	1	1	1	1	1	8
10	14	20	220	25	11	10	24	10	21	17	12	26	10	166	25	12	11	10	11	12	81
296	561	800	8,816	12,824	853	1,262	1,165	548	1,163	565	482	478	707	20,047	1,553	903	716	733	689	912	5,506
5	6	8	125	5	11	6	8	7	8	10	7	11	7	76	9	11	7	9	6	7	49
21	14	21	645	212	49	34	24	41	37	85	43	69	17	559	58	99	28	28	13	27	253
1,590	1,471	1,249	43,040	8,613	3,587	22,357	3,004	914	2,614	2,312	3,697	6,084	3,198	55,874	2,251	11,240	3,284	3,691	9,982	1,581	32,029
1	1	2	37	5	5	4	1	1	6	3	3	2	4	34	6	3	3	3	3	2	20
5	5	11	270	9	27	41	6	18	82	19	38	24	46	310	67	32	31	17	38	16	201
39	23	57	2,166	203	256	305	23	38	649	376	137	161	418	2,566	526	258	154	29	140	162	1,269
14	18	20	301	17	29	17	21	14	22	21	18	20	20	186	42	18	17	17	18	17	121
59	71	86	1,749	277	130	124	83	84	168	154	119	137	96	1,311	334	154	131	67	83	74	835
2,325	2,442	2,761	70,798	22,400	5,893	25,039	4,629	2,244	5,286	4,399	4,888	7,196	5,243	86,285	8,599	12,738	4,925	4,846	11,873	3,206	45,700

区名 館名		太 白 区													
		太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢	小計	
家庭教育推進事業		(※7)													
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレババママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	2	1	1	1	2	1	2	1	1	2	1	3	14	
	回数	91	17	2	4	5	1	17	4	22	9	2	24	145	
	参加者数	1,367	287	44	35	98	89	186	26	172	176	28	715	2,773	
青少年健全育成事業		(※8)													
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	7	5	3	5	4	2	6	4	3	4	3	6	41	
	回数	72	30	18	23	10	13	17	13	10	17	6	12	202	
	参加者数	1,068	454	215	1,261	180	225	601	116	234	173	195	778	4,535	
成人学習振興事業		(※9)													
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	3	2	0	1	0	0	1	1	3	1	5	2	19	
	回数	6	14	0	5	0	0	1	8	16	3	17	7	77	
	参加者数	831	255	0	66	0	0	38	71	143	19	204	136	1,763	
高齢者学習振興事業		(※9)													
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	3	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	17	
	回数	27	11	11	11	9	7	15	16	10	10	8	10	145	
	参加者数	1,768	241	728	657	362	356	1,012	498	573	424	163	483	7,265	
地域社会教育推進事業		(※9)													
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	11	6	6	6	5	7	6	7	5	6	10	4	76	
	回数	47	11	26	13	22	109	22	22	22	50	36	14	390	
	参加者数	6,776	3,360	5,046	4,756	1,436	12,365	4,685	3,324	4,166	3,206	3,301	3,104	55,321	
民間指導者育成事業		(※9)													
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	3	4	3	4	1	0	1	1	2	2	2	3	26	
	回数	33	15	29	26	3	0	14	6	35	14	10	16	201	
	参加者数	400	351	159	243	38	0	224	16	189	118	62	152	1,952	
合 計			29	19	14	18	13	11	18	17	15	16	22	19	193
			276	98	86	82	49	130	86	69	115	103	79	83	1,160
			12,210	4,948	6,192	7,018	2,114	13,035	6,746	4,051	5,477	4,116	3,953	5,368	73,609

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※7) 太白区中央市民センターの「ママたちの防災ワーク」、太白区中央市民センターと山田市民センターの「楽しく育てみんなの部屋やまだ」、「地域の子育てを考える」、東中田市民センターの「ほっこり」

(※8) 太白区中央市民センターと生出市民センター、中田市民センター、柳生市民センターの「エフエムたいはくキッズ情報局」、太白区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※9) 太白区中央市民センターと生出市民センターの「おいで里ネットサマーキャンプ」、太白区中央市民センターと秋保市民センターの「がんばれ秋保っ子」、「秋保郷土かるた大会」

(※10) 加茂市民センター、長命ヶ丘市民センター、南中山市民センターの「日本のスーパー食品「梅干し」づくりに挑戦」

(※11) 泉区中央市民センターと根白石市民センターの「泉区西部のまちおこし」、泉区中央市民センターと将監市民センターの「みんなの居場所を作ろう」

泉 区														
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計
2	1	0	3	2	1	0	1	3	1	1	1	1	17	80
6	2	0	14	5	6	0	3	7	5	1	1	7	57	391
403	58	0	607	93	122	0	42	243	306	5	211	98	2,188	9,474
(※10)														
7	3	3	4	3	6	6	4	5	5	3	1	3	51	190
55	8	5	9	6	28	25	10	11	19	13	5	9	196	817
749	288	876	763	144	635	437	385	372	613	779	65	670	6,683	24,663
1	2	2	2	1	1	2	2	1	0	4	1	1	20	111
3	6	12	4	3	3	6	5	5	0	14	2	3	66	725
35	92	113	71	84	20	83	94	51	0	318	24	23	1,008	16,283
2	3	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	19	84
18	22	11	13	10	9	12	9	10	15	9	8	7	153	765
852	497	653	551	462	385	375	408	363	677	469	326	294	6,312	47,946
(※11)														
12	9	7	6	12	4	8	7	5	7	4	8	8	95	421
111	35	15	24	29	12	37	14	14	18	8	47	29	366	2,213
5,849	1,713	1,056	1,615	3,024	1,722	7,954	2,624	1,918	3,207	1,878	5,034	1,278	38,143	224,407
4	2	2	4	2	4	2	3	3	2	3	3	3	37	154
25	22	11	34	16	25	19	35	23	8	26	21	22	287	1,269
142	166	40	304	63	214	509	268	242	88	104	142	71	2,353	10,306
28	20	15	21	21	17	20	18	18	17	16	15	17	239	1,040
218	95	54	98	69	83	99	76	70	65	71	84	77	1,125	6,180
8,030	2,814	2,738	3,911	3,870	3,098	9,358	3,821	3,189	4,891	3,553	5,802	2,434	56,687	333,079

「サロンボランティア養成講座」

4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
青葉区中央	17,946	16,907	10,386	12,593	10,186	10,575	
柏 木	2,160	2,234	1,528	1,614	2,401	2,794	
北 山	249	229	1,149	2,001	2,227	2,474	平成21年6月1日～平成23年1月17日 現地建替工事のため休館
福 沢	2,245	2,430	1,931	2,847	2,376	2,937	平成20年6月～平成21年1月 改修工事のため休館
旭 ケ 丘	5,358	5,956	3,854	6,986	9,293	6,939	
三 本 松	3,007	2,680	741	2,347	2,411	2,990	
片 平	1,269	1,929	2,056	3,397	3,084	2,493	
水 の 森	4,909	5,016	4,275	4,575	4,668	4,705	
貝 ケ 森	4,158	5,417	3,478	4,417	4,330	3,967	
中 山	3,618	3,632	3,139	3,135	3,163	3,610	
折 立	2,168	2,437	2,129	2,918	2,791	3,252	
広 瀬	6,376	7,365	8,615	8,266	5,455	5,257	
宮 城 西	3,904	3,075	3,245	3,740	4,316	7,133	平成22年8月1日～平成24年7月2日 改築工事のため休館
大 沢	2,932	3,859	3,118	4,016	4,004	4,144	
落 合	3,549	4,286	549	1,814	1,853	2,325	
吉 成	2,855	2,756	2,116	3,122	2,509	2,442	
木 町 通	4,164	2,023	1,551	2,471	2,899	2,761	
計	70,867	72,231	53,860	70,259	67,966	70,798	

宮 城 野 区

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
生涯学習支援	19,218	17,766	5,350	18,781	16,489	22,400	
宮城野区中央	—	—	—	4,709	5,148	5,467	平成24年8月28日新設
高 砂	8,619	13,855	4,813	16,467	17,051	25,039	
岩 切	3,953	4,683	1,463	4,451	4,820	4,629	
鶴 ケ 谷	4,760	5,420	1,808	2,091	2,504	2,244	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館
榴 ケ 岡	3,704	4,850	2,326	2,329	3,234	5,286	平成22年10月1日～12月31日:耐震工 事等のため一部施設の貸出停止。平成 24年1月5日～2月6日改修工事のため休 館 平成24年8月1日～27日宮城野区中央 市民センター開館準備のため休館。平 成24年8月28日軽体育館を市民センター に名称変更
東 部	1,269	2,554	2,570	3,094	4,168	4,073	平成21年6月22日～平成22年1月12日 大規模改修工事のため休館
幸 町	3,995	4,453	3,047	5,024	6,606	4,888	
田 子	6,438	5,554	3,796	4,583	5,677	7,106	
福 室	4,298	4,461	4,895	5,844	5,547	5,153	
計	56,254	63,596	30,068	67,373	71,244	86,285	

◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全館休館となりましたが、4月以降順次開館し、平成23年11月までに、建て替えとなる鶴ヶ谷市民センターと南光台市民センターを除いて開館しました。

*「平成26年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

若林区

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
若林区中央	12,510	11,590	6,035	10,531	9,759	8,112	
七郷	1,480	16,861	13,422	15,682	16,413	12,738	平成21年6月22日～平成22年2月15日 大規模改修工事のため休館
荒町	3,934	3,357	3,414	5,093	5,399	4,925	平成22年1月11日～2月1日 建て替えた施設の開館準備のため休館
六郷	6,108	931	4,180	5,659	4,319	4,846	平成22年4月1日～12月6日 大規模改修工事のため休館
沖野	7,436	7,969	9,850	10,070	11,116	11,873	
若林	5,921	4,906	3,420	3,492	3,165	3,206	
計	37,389	45,614	40,321	50,527	50,171	45,700	

太白区

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
太白区中央	15,170	16,526	10,665	11,472	13,212	11,523	
生出	4,845	6,272	5,757	4,877	4,042	4,660	
中田	7,493	9,368	6,683	7,652	7,230	6,085	
西多賀	5,876	6,145	5,157	7,844	5,758	7,018	
八本松	6,765	7,739	7,401	7,204	7,154	2,114	平成26年11月1日～平成27年4月10日 大規模修繕工事のため休館
八木山	14,298	16,536	16,403	10,347	20,108	13,035	平成20年10月15日～11月17日:体育館 移転増改築工事のため体育館閉館 平成26年3月1日～平成27年4月2日 大規模修繕工事のため休館
山田	6,305	5,587	4,643	6,534	5,309	6,560	
茂庭台	3,690	4,571	4,885	3,866	4,727	4,051	
東中田	4,983	5,792	5,523	5,523	5,739	5,305	
柳生	3,168	3,931	4,700	3,993	3,828	3,937	
秋保	5,894	5,853	2,948	3,768	3,415	3,953	平成25年4月1日～4月30日 新館移転準備のため休館
富沢	4,994	4,698	3,988	3,714	5,005	5,368	
計	83,481	93,018	78,753	76,794	85,527	73,609	

泉区

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
泉区中央	6,629	11,219	3,571	5,011	7,261	8,030	
根白石	2,337	2,351	1,641	2,239	2,105	2,364	平成21年11月1日～平成22年2月28日 ホール工事
南光台	6,293	6,328	3,033	2,122	2,284	2,738	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館。平成27年3月28日再開館
黒松	2,751	3,726	3,583	3,290	4,195	3,911	
将監	4,511	4,636	3,428	4,632	3,482	3,591	
加茂	3,867	3,655	881	3,610	2,675	3,098	平成23年9月1日～平成24年4月16日 大規模改修工事のため休館
高森	6,675	6,707	6,443	8,930	10,614	9,358	
松陵	3,787	4,169	4,102	4,063	3,940	3,821	
寺岡	3,456	3,671	3,017	3,374	3,359	3,189	
長命ヶ丘	4,581	3,976	3,952	4,576	4,353	4,843	
松森	3,538	4,104	2,389	2,851	3,147	3,553	
桂	4,606	6,789	3,792	5,758	6,360	5,802	
南中山	3,125	4,670	1,690	2,322	2,203	2,389	
計	56,156	66,001	41,522	52,778	55,978	56,687	

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
合計	304,147	340,460	244,524	317,731	330,886	333,079	

5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
青葉区中央	106,787	96,397	50,101	94,071	90,292	94,235
柏 木	41,807	31,999	18,647	29,865	32,046	35,320
北 山	5,783	2,595	32,973	32,963	35,018	35,264
福 沢	56,732	47,434	44,980	49,167	48,210	49,226
旭 ケ 丘	94,620	81,680	24,868	79,339	83,761	78,004
三 本 松	37,732	25,579	9,872	22,134	22,178	23,414
片 平	65,556	64,195	33,922	63,226	64,967	75,581
水 の 森	59,188	55,888	50,571	58,791	66,883	65,916
貝 ケ 森	68,075	62,547	44,493	46,996	50,955	50,044
中 山	69,647	59,007	39,289	60,496	71,369	69,244
折 立	49,407	42,172	34,367	45,968	44,766	46,664
広 瀬	52,981	44,983	46,475	54,723	51,963	49,744
宮 城 西	19,044	4,537	0	15,331	24,784	26,772
大 沢	40,852	33,228	31,217	28,185	27,810	26,997
落 合	58,183	36,408	29,709	37,602	39,573	37,107
吉 成	59,524	46,819	45,780	44,967	46,236	52,087
木 町 通	76,989	72,566	60,050	77,012	79,860	84,750
計	962,907	808,034	597,314	840,836	880,671	900,369

※宮城西:平成22年8月1日から平成24年7月2日まで現地建て替え工事のため休館

宮 城 野 区

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生涯学習支援	141,559	155,651	71,222	100,941	107,798	104,430
宮城野区中央	-	-	-	34,930	80,283	87,042
高 砂	79,911	66,290	40,631	75,472	78,740	85,388
岩 切	41,715	38,458	13,722	36,377	34,311	40,169
鶴 ケ 谷	74,269	60,606	0	0	0	0
榴 ケ 岡	38,612	26,494	4,915	9,006	-	-
(榴岡公園軽体育館)	40,417	33,306	21,695	34,031	32,762	32,767
東 部	22,108	43,270	36,023	37,907	40,757	46,071
幸 町	67,277	60,539	17,863	58,593	66,081	69,919
田 子	73,619	54,959	34,369	59,956	62,813	67,116
福 室	75,205	67,373	41,811	73,434	75,822	86,409
計	654,692	606,946	282,251	520,647	579,367	619,311

※宮城野区中央:平成24年8月28日新設

※鶴ケ谷:東日本大震災の影響により休館中

※榴ケ岡:平成24年8月1日から27日まで宮城野区中央市民センター開館準備のため休館

※榴岡軽体育館:平成24年8月28日に榴ケ岡市民センターに名称変更

若 林 区

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
若林区中央	93,836	89,473	47,224	86,111	85,272	85,975
七 郷	20,418	57,406	28,643	65,520	60,528	64,024
荒 町	47,397	58,544	37,056	58,902	62,160	60,091
六 郷	91,798	17,761	36,122	71,186	70,066	71,255
沖 野	58,588	54,716	42,744	57,682	65,892	72,564
若 林	59,294	49,980	47,894	50,883	50,297	60,738
計	371,331	327,880	239,683	390,284	394,215	414,647

太 白 区

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
太白区中央	94,809	92,298	64,928	86,755	92,373	89,763
生 出	23,221	16,623	12,040	17,526	15,907	18,197
中 田	63,880	48,272	41,628	45,318	48,958	52,941
西 多 賀	62,378	54,169	51,706	53,451	58,814	58,853
八 本 松	66,309	44,632	50,407	48,559	48,374	20,693
八 木 山	56,842	46,671	34,229	48,855	42,618	0
山 田	56,427	39,849	27,807	39,918	42,869	42,075
茂 庭 台	45,824	42,337	35,795	42,645	42,575	46,008
東 中 田	55,535	49,499	46,868	52,958	53,866	52,712
柳 生	72,217	63,539	59,954	68,307	73,683	77,188
秋 保	13,963	8,288	7,955	9,393	10,409	14,443
馬 場	5,398	3,666	2,978	3,906	3,333	4,177
湯 元	7,590	8,835	7,359	7,114	6,261	5,735
富 沢	80,193	70,340	38,492	60,519	61,366	62,733
計	704,586	589,018	482,146	585,224	601,406	545,518

※八本松:平成26年11月1日から平成27年4月10日まで大規模修繕工事のため休館

※八木山:平成26年3月1日から平成27年4月2日まで大規模修繕工事のため休館

※秋保:平成25年4月1日から4月30日まで新館移転準備のため休館

泉 区

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
泉区中央	63,644	57,934	41,907	51,947	52,268	53,768
根 白 石	27,201	21,423	11,842	22,193	21,827	23,348
南 光 台	35,336	29,100	0	0	0	82
黒 松	60,247	51,311	40,778	53,756	51,901	51,523
将 監	53,675	37,585	28,913	36,617	35,642	42,693
加 茂	51,683	47,739	8,646	45,660	48,832	52,224
高 森	42,731	34,776	31,932	36,511	36,192	38,133
松 陵	41,876	29,412	15,611	30,385	32,270	30,037
寺 岡	53,229	36,165	34,201	40,699	34,029	34,548
長 命 ケ 丘	48,099	40,850	36,578	46,958	42,290	41,390
松 森	44,973	42,262	37,967	37,207	38,389	35,477
桂	59,586	50,586	42,309	53,370	51,663	51,727
南 中 山	57,504	48,519	68,371	39,156	38,335	39,580
計	639,784	527,662	399,055	494,459	483,638	494,530

※南光台:東日本大震災の影響により休館、平成27年3月28日再開館

※加茂:平成23年9月1日から平成24年4月16日まで大規模改修工事により休館

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
合 計	3,333,300	2,859,540	2,000,449	2,831,450	2,939,297	2,974,375

◆平成22年度以降の利用者数には、市民センターまつり参加者分は含まない。

*「平成26年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

6 仙台市民センター条例・施行規則

仙台市民センター条例

平成二年三月一六日

仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十四条の規定に基づき、市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの種類は、次のとおりとする。

- 一 生涯学習支援センター（本市の全域を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、他の全てのセンターを統括するセンターをいう。）
- 二 区中央市民センター（その所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、当該区域内に所在する地区市民センターを支援するセンターをいう。）
- 三 地区市民センター（前二号に掲げるセンター以外のセンターをいう。）

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

一 生涯学習支援センター

名称	位置
仙台市生涯学習支援センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号

二 区中央市民センター

名称	位置
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市宮城野区中央市民センター	仙台市宮城野区五輪二丁目12番70号
仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保春院前丁3番地の4
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区长町五丁目3番2号
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区名坂字東裏53番地の1

三 地区市民センター

名称	位置
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目23番1号

仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の五
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の二
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原44番地の1
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯向2番地の20
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目24番地の12

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条件に違反したとき
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則

の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置する全ての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員の委嘱の基準は、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）第二条に規定する基準とする。
- 3 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則省略

別表（第四条関係）

一 専用使用する場合

使用区分		金額		
仙台市生涯学習支援センター	会議室	#時間につき	500円	
	第1セミナー室(A)	#時間につき	500円	
	第1セミナー室(B)	#時間につき	500円	
	第1セミナー室(C)	#時間につき	500円	
	第2セミナー室	#時間につき	800円	
	ミーティング室	#時間につき	300円	
	和室	#時間につき	700円	
	第1音楽室	#時間につき	900円	
	第2音楽室	#時間につき	900円	
	創作室(1)	#時間につき	700円	
	創作室(2)	#時間につき	700円	
	トレーニング室	#時間につき	700円	
	体育館	午前		2100円
		午後		2800円
		夜間		4200円
仙台市青葉区中央市民センター	第1会議室	#時間につき	700円	
	第2会議室	#時間につき	700円	
	第3会議室	#時間につき	500円	
	第4会議室	#時間につき	700円	
	第5会議室	#時間につき	500円	
	和室	#時間につき	700円	
	調理実習室	#時間につき	800円	
	音楽室	#時間につき	800円	
	小ホール(1)	#時間につき	800円	
	小ホール(2)	#時間につき	700円	
	ホール	午前		2500円
		午後		3300円
		夜間		4000円
	仙台市宮城野区中央市民センター	第1会議室	#時間につき	800円
		第2会議室	#時間につき	500円
第3会議室		#時間につき	800円	
第4会議室		#時間につき	500円	
和室(1)		#時間につき	800円	
和室(2)		#時間につき	500円	
調理実習室		#時間につき	800円	
音楽室		#時間につき	800円	
創作室		#時間につき	800円	
体育館		午前		2100円
		午後		2600円
		夜間		3100円

仙台市若林区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	500円
	第2会議室	1時間につき	500円
	第3会議室	1時間につき	800円
	セミナー室(A)	1時間につき	500円
	セミナー室(B)	1時間につき	500円
	和室(1)	1時間につき	300円
	和室(2)	1時間につき	300円
	和室(3)	1時間につき	300円
	和室(4)	1時間につき	500円
	和室(5)	1時間につき	500円
	調理実習室	1時間につき	600円
	創作室	1時間につき	700円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	1時間につき	800円
	中会議室	1時間につき	700円
	第1小会議室	1時間につき	500円
	第2小会議室	1時間につき	500円
	第3小会議室	1時間につき	500円
	和室(大)	1時間につき	800円
	和室(小)	1時間につき	500円
	調理実習室	1時間につき	800円
	音楽室	1時間につき	800円
	創作室	1時間につき	700円
	体育館	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市泉区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	800円
	第2会議室	1時間につき	300円
	第3会議室	1時間につき	300円
	研修室	1時間につき	700円
	和室(1)	1時間につき	700円
	和室(2)	1時間につき	500円
	調理実習室	1時間につき	800円
	音楽室	1時間につき	600円
	創作室	1時間につき	700円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市柏木市民センター	会議室	1時間につき	800円
	和室(1)	1時間につき	300円
	和室(2)	1時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	

仙台市北山市民センター	第1会議室	1時間につき	800円
	第2会議室	1時間につき	300円
	第3会議室	1時間につき	800円
	和室(1)	1時間につき	800円
	和室(2)	1時間につき	300円
	和室(3)	1時間につき	500円
	和室(4)	1時間につき	500円
	調理実習室	1時間につき	600円
	トレーニング室	1時間につき	600円
	仙台市福沢市民センター	第1会議室	1時間につき
第2会議室		1時間につき	800円
第3会議室		1時間につき	700円
和室(1)		1時間につき	800円
和室(2)		1時間につき	300円
和室(3)		1時間につき	300円
視聴覚室		1時間につき	600円
調理実習室		1時間につき	600円
体育館		午前	2100円
		午後	2600円
	夜間	3100円	
仙台市旭ヶ丘市民センター	第1会議室	1時間につき	900円
	第2会議室	1時間につき	700円
	第3会議室	1時間につき	700円
	展示ホール(1)	1時間につき	800円
	展示ホール(2)	1時間につき	600円
	小ホール	1時間につき	700円
		1時間につき	2500円
ホール	午前	2500円	
	午後	3300円	
	夜間	4000円	
仙台市三本松市民センター	会議室兼調理実習室	1時間につき	700円
	和室(1)	1時間につき	500円
	和室(2)	1時間につき	300円
	和室(3)	1時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間	3100円		
仙台市丘平市民センター	第1会議室	1時間につき	700円
	第2会議室	1時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	500円
	和室(1)	1時間につき	700円
	和室(2)	1時間につき	500円
	和室(3)	1時間につき	500円
体育館	午前	2100円	
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市水の森市民センター	会議室	1時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	700円
	和室(1)	1時間につき	700円
	和室(2)	1時間につき	500円
	和室(3)	1時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市木町通市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
創作室	一時間につき	500円	
仙台市宮城西市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市大森市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	

仙台市落合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市高砂市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
ホール	午前	2100円	
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市葛切市民センター	講義室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	300円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第1会議室	一時間につき	700円
	第2会議室	一時間につき	500円
	第3会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	遊技室	一時間につき	500円
ホール	午前	2400円	
	午後	3100円	
	夜間	3700円	
仙台市榴ヶ岡市民センター	ミーティングルーム(1)	一時間につき	800円
	ミーティングルーム(2)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	

仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市幸町市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市田子市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市福至市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	800円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市斎町市民センター	第1会議室	一時間につき	300円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市六郷市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
体育館	午前	2100円	
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市生田市民センター	第1講義室	一時間につき	500円
	第2講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市中田市民センター	講義室	一時間につき	500円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市西多賀市民センター	第1会議室	一時間につき	300円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	

仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市八木山市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	700円
	第3研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
	夜間	3100円	
仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市茂庭台市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
	午後	2600円	
	夜間	3100円	

仙台市富沢市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
ホール	午前	2100円	
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市秋保市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1600円
		午後	2100円
夜間		2500円	
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	集会室	午前	2500円
午後		3300円	
夜間		4000円	
仙台市根白石市民センター	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市南光台市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	第3会議室	一時間につき	500円
	第4会議室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	

仙台市黒松市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市青葉区市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市加茂市民センター	会議室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	800円
	第2研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市高森市民センター	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市松陵市民センター	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	

仙台市寺岡市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
夜間		3100円	
仙台市松森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	
仙台市桂市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
ホール	午前	2100円	
	午後	2600円	
	夜間	3100円	
仙台市南中山市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
午後		2600円	
夜間		3100円	

備考
一 使用時間は、午前九時から午後九時までとする。
二 「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後四時三十分までを、「夜間」とは午後五時三十分から午後九時までをいう。
三 その使用に係る時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
四 一時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
五 前号の使用区分以外の使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
イ 午前九時から午後四時三十分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
ロ 午後一時から午後九時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
ハ 午前九時から午後九時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
六 前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、その使用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の項に、午後四時三十分から午後五時三十分までのときは午後の項に、午後九時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
七 使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
八 会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に〇・七を乗じて得た額とする。

二 個人使用する場合

使用区分	金額
体育館・ホール・仙台市生涯学習支援センター及び仙台市北山市民センターのトレーニング室 一般	一回につき 200円
小学生・中学生	一回につき 100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室	一回につき 200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日

仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター（以下「センター」という。）の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

二 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く。）

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前二号に掲げる日を除く。）

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用申込書及び教育委員会が必要と認める書類（次項において「使用申込書等」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書等の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の

二 月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続（センターの施設を個人使用しようとする場合及び次条第二項に規定する場合の使用許可に係る手続を除く。）については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム（仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成十五年仙台市規則第八十七号）第二条第二号に規定するものをいう。）を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不適当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝（次項において「物品販売等」という。）を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不適当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合 使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合 区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間
零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を

行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)

は、次に掲げる事務を所掌する。

一 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、生涯学習支援センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附則省略